



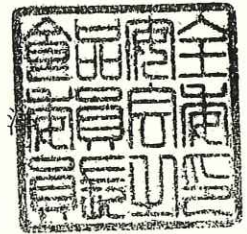
府食第173号
平成31年3月26日

農林水産大臣

吉川 貴盛 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤



食品健康影響評価について（回答）

平成31年3月19日付け30消安第6000号により農林水産大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（ボックスオン Pox/MD/IBD）に係る食品健康影響評価について、下記のとおり回答いたします。

記

鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（ボックスオン Pox/MD/IBD）については、その主剤である病原体による「鶏伝染性ファブリキウス嚢病」、「マレック病」及び「鶏痘」については、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価されており、かつ、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、本製剤の添加剤は、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価されたもの、又は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品に含まれる添加剤と同一であり、含有量も同量以下のものである。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。